

錦鯉－用語JAS

- 近年、海外の錦鯉愛好家による需要増加に伴い、アジア及び欧米を中心に輸出量が増加傾向。しかし、錦鯉の品種については、統一された定義はなく、特に海外の錦鯉愛好家が購入したい品種を正しく選択することが困難。
- 品種（例：「昭和三色」）ごとに異なる鯉の地肌の色、模様等に着目して品種別の錦鯉を規定として規格化することにより、次の効果が期待。
 - ① 国内外において、錦鯉の正当な評価や取引の適正化・円滑化に寄与。
 - ② 今後、錦鯉の輸出拡大に向けて、当該用語の規格を活用し、錦鯉品評会における鑑定方法・審査員資格の規格等、新たなJASの策定についても検討。

規格等の内容

(定義)

- 一般的な錦鯉の品種について、定義を明文化
- 注釈として、品種の理解や判別の円滑化に寄与するような補足情報を記載。

(附属書)

- 定義した品種について、代表的な個体を参考写真として掲載。

例) 昭和三色

(定義)

地肌の色は黒（以下“黒地”という。）であって、緋斑及び白の斑紋があるもの（図A.3参照）

注釈1 原則として胸びれの付け根は黒地のものであるが、成長の過程で、白地から黒地になるものもある。

(附属書) 図A.3－昭和三色 参考写真

